

Subject: 政府広報オンラインホームページへお寄せいただいた御意見の回答について
From: "法務省(送信専用)" <houmu-mail1-kaitou@moj.go.jp>
Date: 2013/01/17 11:40
To: touki@siren.ocn.ne.jp

原田信介 様

政府広報オンラインホームページへお寄せいただきました、民間ADRの認証制度（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）による法務大臣の認証を受けていない土地家屋調査士会が報酬を得て違法に土地家屋調査士会ADR解決業務を行っているのをなぜ放置するのか、との御意見を拝見しました。以下のとおり回答します。

本件につきましては、全国の土地家屋調査士会の指導に関する事務を行う（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第57条第2項）日本土地家屋調査士会連合会に御相談いただきますようお願いいたします。

なお、参考までに申し上げますと、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」といいます。）に基づく認証を受けるか否かは、民間紛争解決手続（ADR）の業務を行う者の選択にゆだねられており、必ず法務大臣の認証を受けなければならないというわけではありません。弁護士又は弁護士法人でない者がADR法に基づく認証を受けないまま報酬を得る目的でADR業務を行った場合にこれが違法となるか否かは、最終的には個別具体の事案に即して捜査機関や裁判所において判断されることとなります。

法務省

（ご注意）

このメールの差出人メールアドレスは送信専用であり、受信することはできません。法務省に対するご意見・ご提案がございましたら、次のURLをクリックして表示されるメールフォームからお願いします。

<https://www.moj.go.jp/mojmail/kouhouinput.php>